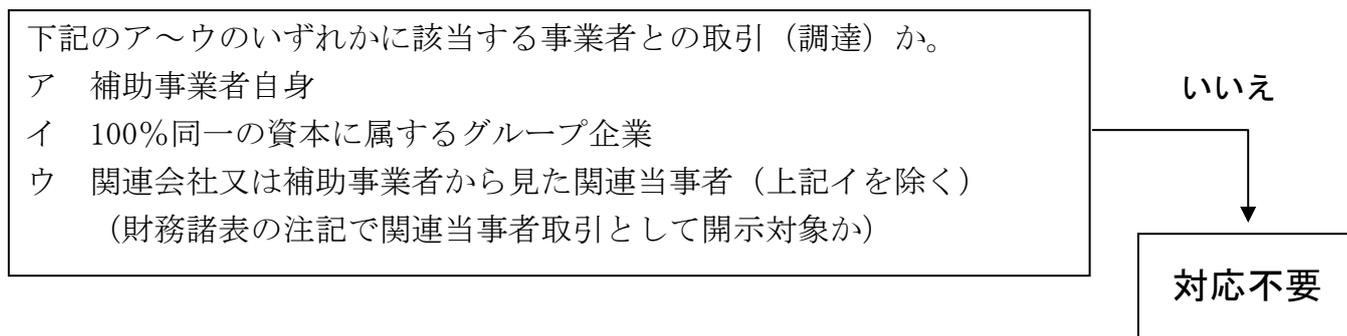


[参考] 補助金における利益排除制度について

以下を参考に、補助対象経費を算出して、添付書類を提出してください。(太枠内がケース別の提出書類となっています。)計画書提出前に、内容についてあらかじめ各担当あてにご連絡下さい。



○アの場合

補助対象経費＝原価（※）

※商品を製造、もしくはサービスを提供するために必要な材料費、労務費、経費の合計

- ・当該補助対象事業にかかった部分の製造原価やプロジェクト原価が分かる書類を提出すること。
例) 補助事業に係る売上・売上原価管理表、原価管理表、製造原価明細書等。
- ・事業計画書の補助対象経費には、見積書から算出した金額ではなく原価を記載すること。

○イの場合

取引価格が当該調達品の製造原価もしくは、売上原価以内であることが証明できる場合

いいえ

②補助対象経費＝見積書金額-利益排除の金額※

※の計算方法

見積書金額×売上利益率(%)＝利益排除の金額
売上利益率(小数点第二位切上げ)は、調達先の直近の事業年度の決算報告における売上高÷売上総利益(マイナスの場合は0とする。)

はい

① 補助対象経費＝取引価格（見積書金額）

- ・概要及び関係図を作成し、出資関係に該当する補助事業者と調達先が分かるようにして提出すること。
- ・当該補助対象事業にかかった部分の製造原価やプロジェクト原価、もしくは売上原価が分かる書類を提出すること。
例) 補助事業に係る売上・売上原価管理表、原価管理表、製造原価明細書等。
- ・調達先の直近年度の決算報告における単独の損益計算書を提出すること。(売上高と売上総利益にマークしたもの。)
- ・事業計画書の補助対象経費には、①の場合、見積書の金額を記載すること。②の場合、見積書の金額から利益排除の金額を控除した金額を記載すること。

○ウの場合

取引価格が当該調達品の製造原価もしくは売上原価と当該調達に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合

いいえ

②補助対象経費＝見積書金額-利益排除の金額※

※の計算方法

見積書金額×営業利益率(%)＝利益排除の金額
営業利益率(小数点第二位切上げ)は、調達先の直近の事業年度の決算報告における売上高÷営業利益(マイナスの場合は0とする。)

はい

① 補助対象経費＝取引価格（見積書金額）

- ・ 概要及び関係図を作成し、関連当事者としての補助事業者との関係性が分かるようにして提出すること。
- ・ 当該補助対象事業にかかった部分の製造原価やプロジェクト原価が分かる書類を提出すること。
例) 補助事業に係る売上・売上原価管理表、原価管理表、製造原価明細書等。
- ・ 当該補助対象事業にかかった部分の販売費及び一般管理費が分かる書類を提出すること。
例) 補助事業に係る販売費及び一般管理費の明細
- ・ 調達先の直近年度の決算報告における単独の損益計算書を提出すること。(売上高と営業利益にマークしたもの。)
- ・ 事業計画書の補助対象経費には、①の場合、見積書の金額を記載すること。②の場合、見積書の金額から利益排除の金額を控除した金額を記載すること。